

経済活性化の観点からの地方法人二税について

平成 19 年 10 月 23 日

経済産業省

地域間格差の現状を踏まえつつ、更なる地域活性化策について検討を行っていくに当たっては、地方法人二税（法人住民税、法人事業税）も重要な論点となる。

経済産業省では、これまで経済活性化に向けた地方法人二税の論点整理を行ってきたところ。以下に今後の検討に当たっての視点を提示する。

<地方法人二税の検討の視点>

①地方法人二税の税収の「偏在性」及び「不安定性」

→自立的かつ安定的な地域の財政運営が損なわれ、地域経済の活性化に悪影響を及ぼすおそれがある。

－住民一人当たりの地方税の地域間格差：

法人二税 6.5 倍、個人住民税 3.3 倍、固定資産税 2.4 倍、
地方消費税 2.0 倍、地方税収全体 3.2 倍

－法人二税の不安定性：平成 14 年度▲15%、平成 17 年度+13%

②法人実効税率（地方税＋国税）が国際的に高い水準

→企業がグローバルに活動拠点を選択する中で、地域経済の活性化の点からも悪影響を及ぼすおそれがある。一部自治体では、法人に対する超過課税を実施し、企業負担が更に拡大している（法人には選挙権がない）。

－法人実効税率：日本 40.7%、米 39.8%、仏 33.3%、

英 28.0% (08 年 4 月)、独 30% (08 年 1 月)

③企業活動の広域性やグローバル化、組織形態の多様化

→法人所得課税は、地方税よりも国税の方が国際的に整合的、かつ納税者たる企業にとっても使い易い。

－我が国の地方税収に占める法人所得課税の比率は国際的に見て著しく高い。

（日本 21.2%、独 11.1%、米 3.8%、英・仏 0%（独仏は連邦制））

－国外所得も課税対象。地域における企業の受益を超えた負担となっているおそれ。

（法人住民税：海外所得も含めた全世界所得が課税標準。

法人事業税：海外子会社からの配当が課税対象。）

－連結納税制度がなく、損益通算ができないので不利。

今後、地方法人二税のあり方の検討に際しては、以上のような経済活性化の観点も踏まえることが重要である。

他方、地方法人二税は、現状においては地方財政を支える重要な財源となっており、その見直しに当たっては、地方にとって真に必要な歳入を如何に確保するかという点も、税制抜本改革の中で議論をしていく必要がある。